

## 入札説明書

令和8年3月9日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

### 1 業務名

令和8年度 市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託

### 2 履行期間

着手の日から令和9年（2027年）3月31日まで

### 3 委託の概要

市内にある文化財の清掃等を行い、保護することを目的とする。

### 4 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不相当であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (6) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に土木工事業者として登録されている者であること。または、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格等に関する要綱第2条に規定する名簿に清掃業者として登録されているものであること。
- (7) 那覇市に本店が有る者であること。

## 5 入札方法等

### (1) 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条により免除する。

### (2) 入札

- ① 入札参加者は、入札書（第 3 号様式）に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。
- ② 入札書は持参により提出すること。
- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状（第 4 号様式）を持参し、当該入札の執行前に提出すること。
- ④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
- ② 代理人が入札を行う場合で委任状（第 4 号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ③ 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

### (4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の記載金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書のコレや、「¥」又は「金」の記載がない入札
- ⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑦ 封筒に 2 通以上の入札書が入っている入札
- ⑧ 虚偽の記載がされた入札
- ⑨ 連合その他不正の行為があった入札

### (5) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は 2 回までとする。

## 6 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は那覇市文化財課ホームページに掲載する。

- (4) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名 称 那覇市 市民文化部 文化財課 文化財グループ

所在地 〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (10 階)

電話番号 098-917-3501 FAX 番号 098-917-3523